

建設工事検査事務要領

(平成16年4月1日制定)

(平成24年8月1日改定)

(令和3年4月1日改定)

(目的)

第1条 この要領は、市長が行う建設工事の検査（以下「検査」という。）に必要な事項を定めることにより、検査の適正な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、東広島市建設工事検査規程（昭和57年東広島市訓令第15号。以下「規程」という。）第2条に規定する検査の種類に応じ、契約図書及びその他関係図書（以下「契約書等」という。）に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判定を行うものとする。

(完成検査)

第3条 完成検査は、土木工事検査技術基準（平成16年4月1日制定）及び建築工事検査技術基準（平成16年4月1日制定）の検査項目に基づき行うものとする。

(出来形検査)

第4条 部分払いの出来形検査は、当該工事の完了した出来形並びに加工、組立及び取り付けられた結果について行うものとする。

- 2 現地に搬入された工事材料で検査に合格したもの又は工場等で製品検査に合格したもので、他に利用が困難なものは、出来形部分とみなすことができる。
- 3 契約書等において部分引渡しを指定した部分の出来形検査は、前条の完成検査の規定に準じて行うものとする。

(中間検査)

第5条 中間検査は、土木工事中間検査基準（平成16年4月1日制定）及び建築工事中間検査基準（平成16年4月1日制定）に基づき行うものとする。

- 2 出来形検査と中間検査は、兼ねることができるものとする。この場合においては、中間検査調書の作成を省略するものとする。

(検査調書、検査確認通知書及び検査結果通知書の様式)

第6条 規程第6条第1項の規定による書類は、次の各号に掲げる様式によるものとする。

- (1) 完成検査調書 別記様式第1号
 - (2) 中間検査調書 別記様式第2号
 - (3) 規程第6条第1項第3号アの出来形（部分払）検査調書 別記様式第3号
 - (4) 出来形（部分引渡し）検査調書 別記様式第4号
 - (5) 規程第6条第1項第3号ウの出来形（部分払）検査調書 別記様式第5号
 - (6) 完了検査調書 別記様式第6号
- 2 規程第6条第2項の規定による書類は、次の各号に掲げる様式によるものとする。
 - (1) 検査確認通知書 別記様式第7号
 - (2) 中間検査確認通知書 別記様式第8号
 - (3) 前項第3号の検査の出来形（部分払）検査確認通知書 別記様式第9号
 - (4) 出来形（部分引渡し）検査確認通知書 別記様式第10号

(5) 前項第5号の検査の出来形（部分払）検査確認通知書 別記様式第11号

(6) 業務完了検査結果通知書 別記様式第12号

（工事成績の評定）

第7条 完成検査及び中間検査を行ったときは、当該工事について、東広島市工事成績評定要領（平成19年4月1日制定）に基づき工事成績評定書を作成しなければならない。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行し、制定後の建設工事検査事務要領は、平成16年4月1日以後に締結された請負契約に係る工事の検査について適用する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行し、改定後の建設工事検査事務要領は、平成24年8月1日以後に公告・通知を行う工事について適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。